

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	13世紀オニス地方におけるワイン商業と中世都市
Author(s)	大宅, 明美
Citation	史学研究 , 305 : 94 - 112
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055686
Right	
Relation	



13世紀オニス地方におけるワイン商業と 中世都市

大宅 明美

はじめに

12世紀のいわゆる積載量革命によって、海洋用帆船が重量商品の輸送に耐えるようになったこと等を契機に、大西洋を舞台とするワイン国際商業が展開し始めた。主な顧客となったのは、ワイン生産に適さない北部ヨーロッパである。フランス西部のポワトゥー、特にオニス・サントンジュー帯で生産されるワインが、海路イングランドやフランドル方面に大量に輸出されるようになる⁽¹⁾。いち早くワイン輸出の基地となったのは、海港ラ・ロシェル、および河川港であるニオールとサン・ジャン・ダンジェリなどであった。「ラ・ロシェルのワイン」及び「サン・ジャンのワイン」——これらは行政管区の名をとって「ポワトゥーのワイン」と呼ばれることもあった⁽²⁾——は、ボルドーのワインに先駆けて大西洋ワイン商業の主役となった。

ポワトゥー・ワインの最大の輸出基地であるラ・ロシェルでは、13世紀以降、ワイン商業に関する興味深い慣習が現れた。すなわち、秋にぶどうが収穫されてワインが醸された後、聖アンドレの日（11月30日）まではアングーモワやサントンジューに至る広い地域からワインを同都市内に受け入れるが、それ以降は同都市郊外地（バンリュール）のぶどう畑で生産されたワイン以外は誰も都市内に持ち込んではならない、というものである。この慣習は、歴代の国王によって確認され、中世を通じて維持された⁽³⁾。

ラ・ロシェルに遅れること数十年、13世紀前半になって大西洋ワイン商業のもうひとつの中心地となったボルドーでも、都市周辺で生産されたワインとそれ以外の地域で生産されたワインそれぞれについて市内搬入の期間を定める慣習が成立している。ただし、その期間設定はラ・ロシェルの場合とは逆である。ボルドーでは、新酒の期間にボルドー市内に搬入できるのは同都市周辺地域で生産されたワインに限定され、ドルドーニュ河とガロンヌ河上流地域で生産されたワインの持込みは、毎年聖マルタンの日（11月11日）にならなければ解禁されなかった⁽⁴⁾。

この違いはなぜだろうか。いずれの都市においても、上記の慣習は「都市の特権」として都市民によって注意深く維持された。両都市の近郊には広範囲にわたってぶどう畑が広がり、そのかなりの部分を都市民自身が所有していた。そこで生産されるワインを可能な限り有利な条件で流通させたいという点では共通していたはずで

13世紀オニス地方におけるワイン商業と中世都市（大宅）

ある。

本稿では、上記の2例のうち、いまだ議論が尽くされていないラ・ロシエルの慣例をとりあげる。その成立背景と目的を可能な限り読み取ることによって、13世紀オニス地方のぶどう生産とワイン商業の特徴、そして都市ラ・ロシエルがそこに果たした役割の一端を描き出してみようとする試みである。同慣習が現れた13世紀は、バンリユーに対する政策や、ワインに基礎をおく都市行政のアウトラインなど、都市ラ・ロシエルの基本的な政策が固められていく時期でもある。バンリユー産ワインとそれ以外のワインの位置づけを定めた同慣習には、少なくとも、都市内・在地におけるワインの生産・流通と海外市場向け輸出の2つの問題が絡みあっている。同慣習の本質を探ることは、都市とワイン商業の関わり の 解明につながるはずだ。中世ラ・ロシエルの史料伝来には大きな欠落があり、都市史研究の障壁となっているが、近年新しい研究業績が次々と発表されている⁽⁵⁾ボルドーの事例との比較が大きな助けとなるだろう。

現時点では、この複雑な問題に明快な答えを出すには到底至っていないが、まずは問題点を洗い出し、今後の考察に一定の方向性を得ることを本稿の目的としたい。

1 ラ・ロシエルのバンリユー外産ワイン流通に関する慣習

(1) 研究史と史料

中世ラ・ロシエルとオニス地方の経済は、かつてルヌアールやピレンヌ、ロジェ＝ディオン、ミュッセ、ドサーらによってワイン商業研究が行われた際に一定の注目を浴びた⁽⁶⁾が、それ以来長らく本格的な研究の対象となることがなかった。比較的最近になって、中世末期ラ・ロシエルの海洋商業に関するトランシャンの業績⁽⁷⁾や、オニスやサントンジユの市場経済を分析したペトロヴィストの研究⁽⁸⁾が現れ、大きな前進をみている。しかしながら、中世オニス地方のワイン商業そのものを対象とした本格的な研究はいまだなされていないのが現状である。

本稿で考察対象とするラ・ロシエルのワイン流通期間に関する取り決めが行われたのは1229年であるが、それを記録した史料のオリジナルは伝来しない。われわれがそのいきさつを知ることができるのは、『1199年から1575年までのラ・ロシエルの歴史』《Histoire de La Rochelle depuis l'an 1199 jusques en 1575》と題された17世紀初め頃の手稿史料⁽⁹⁾内の内容摘記からのみである。

ラ・ロシエルの都市文書庫は、宗教対立の動乱後の1628年にパリに移され、その後1737年に焼失した。そのため、中世において同都市が受領ないし作成して保管していた史料のほとんどについてオリジナルは現存せず、われわれが手にすることができるのは、焼失前の史料を使ってまとめられた内容摘記集や年代記などである。前掲の『1199年から1575年までのラ・ロシエルの歴史』はそれらのなかでも最も重

要なもので、ラ・ロシエルの都市役人であり法曹家でもあったアモー・バルボーによって作成された。そのスタイルは、1年ごとに市政役人の名前を掲げた後、彼が主要だと判断したであろう史料の内容を要約して述べ、末尾に史料番号とともにそれがおさめられている箱 (caisse) の記号を付記する、というものである。そこには事件や人物に対する筆者自身の個人的見解はほぼ見られず、ひたすら事実のみを追求する姿勢を貫徹しているように見える。時折、史料の前後関係を混乱させているという欠点はあるものの、内容摘記部分に関しては、バルボー自身の意見や評価が加わっていないだけに信頼性が高いとされる⁽¹⁰⁾。

上記史料のほか、本稿では、イングランド王権とフランス王権の文書庫伝来の史料群、およびテンプル騎士団、サント・カトリーヌ分院、施療院といったラ・ロシエル都市内の教会施設伝来の史料群⁽¹¹⁾を用いる。

(2) ラ・ロシエルの慣習とボルドーの慣習

バルボーは、1229年の出来事として、以下のように述べる。

「1229年。(中略)この都市 [ラ・ロシエル] では、地域と住民の利益のために、同都市のバンリュウの外で生産されたワインは陸路海路のいずれを介してでも都市内に受け入れないことを長年の慣習としてきたのだが、この年にメール [市長]、エシュヴァン、ペール [いずれも都市役人] とラ・マルシュ伯ユグ・ド・リュジニャンとの間で討議と議論が行われ、両者の間で合意が行われた。すなわち、同領主のワインは、聖アンドレの祝日までは同都市に受け入れられることになるが、その期日の後は認められない。以上は、都市文書庫 caisseA 内の29番の証書に見られるとおりである。」

さらにバルボーは、アングレーム女伯イザベルもラ・ロシエル都市当局と討議を行い、その結果「彼女の所領のワインは聖アンドレの祝日までこの都市に受け入れられるが、その日が過ぎたる後は海路であれ陸路であれ受け入れられることはならない」ことが取り決められたと述べた後、「彼女 [イザベル] は上記内容が記された書状を発行した。それには12番の番号が振られ、都市文書庫 caisseA におさめられている」と結んでいる。ラ・ロシエルと二人の領主の間で交わされたこの取り決めの内容は、翌1230年にフランス国王ルイ9世によって確認され、その確認状も都市文書庫に保管されていた⁽¹²⁾。

これに類似した慣習の記録がボルドーで出現するのは、1241年である。ラヴォーによれば、ボルドー大司教管内のぶどう畑で生産されたワインは、1214年以来アキテーヌ公であるイングランド王権によって免税などの特別な保護を与えられていた。1241年以降ボルドー都市民は、ドルドーニュ河とガロンヌ河上流の地域、すなわちラ・レオル、アジャン、モワサックなどで生産されたワインの受け入れは聖マルタンの祝日 (11月11日) 以前については禁じられている、という主張を展開し始

13世紀オニス地方におけるワイン商業と中世都市（大宅）

める。公=王権はこの主張をすぐに公認しなかったが、ボルドー市民は公=王権と粘り強く交渉すると同時に既成事実を積み重ねていく。そして百年戦争期の1373年になって、ボルドー市民は同港の軍事的重要性をうまく利用しつつ、エドワード3世に特権を確認させることに成功した。しかもその時には、上流地域産ワインの受入禁止期間はクリスマスまで延長されていた⁽¹³⁾。

この背景には、中世のワイン取引はぶどう収穫期直後の1～2ヵ月間に集中し、顧客は可能な限りできたての新しいワインを入手しようとしていたという事実がある。醸造と保存の技術が未熟であった中世においては、ワインの長期保存は困難だった。ワインは月を追うごとに酸味と苦みを増し、翌年の新酒が入荷されれば前年のワインは廃棄される。良いワインとはすなわち新しいワインのことであり、新しければ新しいほど高値がついた。それを前提とすれば、都市ボルドーの特権の意義を理解することは比較的たやすい。

ボルドーの特権は、河口近くに位置するという地理的な優位性を利用したものである。いわゆる「アキテーヌのワイン」は、ボルドーに流れ込むドルドーニュ河およびジロンド河の二つの河川に沿って、内陸深くまで広がったぶどう畑で生産されていた。これら上流域のワインを輸出するためには、河川を利用してボルドー港まで運ぶ必要がある。上流域産ワインを11月11日までボルドー港から締め出している間に、ボルドー市民は自らの所有する都市近隣ぶどう畑のワインを高値で輸出してしまふことができた。その後で上流域産のワインが入市を許されるが、その時には価格は下落しているのだ。ワイン買い付けの船団は、収穫直後の秋季と、海が荒れる冬季が終わる春の年に2回来た。前者はボルドーのワインの買い付けのためで、後者は上流地域のワインの買い付けの為である。ルヌアールは、こうした独占のあり方は、ボルドーのブルジョワに対して、確実に自らの所有地の収穫分を売りさばくと共に、上流域産ワインの中継貿易によっても大きな利益を得ることを保証したと述べている⁽¹⁴⁾。こうした手法に対して、当然ながら上流域の諸都市は大いに反発した。河川を統制しようとするボルドーの監視人との争いは絶えず、中にはベルジュラックのように、王権を味方につけることによってボルドーの独占権を免れる都市も現れるにいたったという⁽¹⁵⁾。

以上のように、都市民の「特権」としての性格がきわめて明確であるボルドーの慣習に対して、ラ・ロシエルの慣習はその本質をただちに理解することが難しい。高価に売りさばくことが可能な新酒の時期に限って広域からワインを受け入れ、そのあとは禁止するという取り決めは、誰にとってどのように有利だったのか。先に述べたように、そもそもそれはラ・マルシュ伯およびアングレーム女伯、すなわちサントンジュ地方の有力領主と、ラ・ロシエル都市当局の間の討議によって合意されたものである。しかもバルボーの記述は、この討議には都市側よりもむしろ両領主のイニシアチブの方が強く働いていたようにも読める。

それでは、そこにはラ・ロシェル都市民の意思はどのように反映されていたのだろうか。

2 「ボワトゥー・ワイン」生産地と都市ラ・ロシェル

(1) 「バンリュウのワイン」とは

ワイン受入に関するラ・ロシエルの慣習と都市の利害を考察する前に、まずは用語の整理をしておこう。

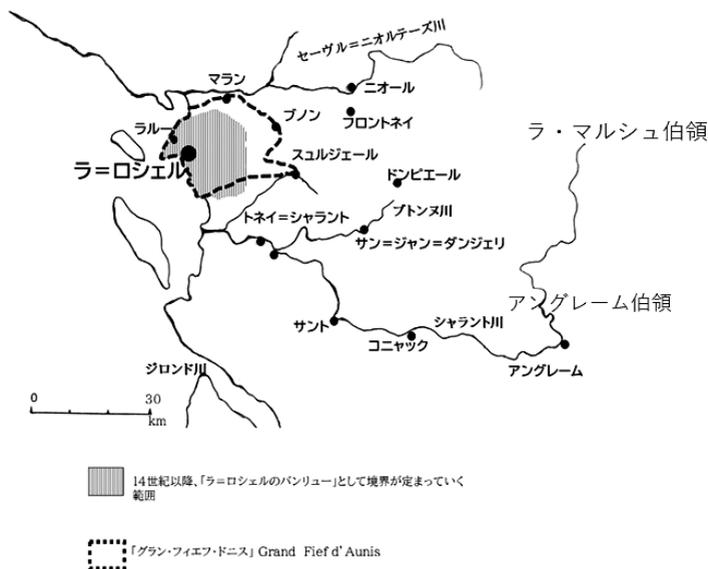
ボルドーにおいて特権的な位置づけを与えられたワインは、「ボルドー大司教管区内のぶどう畑」ないし「(ガロンヌ河沿岸で大司教管区境界上に位置する)サン・マケールよりも下流のぶどう畑」で生産されたもの、との文言で表されている。これに対して、ラ・ロシエルの慣習で用いられるのは「バンリュウのワイン」という表現である。

バンリュウ、すなわち都市に近接する都市の従属地域は、最近研究が盛んに進められているテーマの一つである。多くの都市について、都市が周辺の領主権力ないし領域権力と力のせめぎあいをする中で、中世盛期から後期にかけてバンリュウのアウトラインを徐々に固めていく過程が明らかにされてきている。このようなプロセスを経て都市が周辺に形成した従属地域を我々が識別し始めるのは、まず都市の法が及ぶ範囲として、つまり司法上の支配領域としてであることがほとんどであり、たとえばボシャカがボルドーについて行った有名な研究も、同様のことを明らかにしている⁽¹⁶⁾。

実は、ラ・ロシエルにおいて「バンリュウ」の語が史料上に現れるのは、先に紹介した「バンリュウの外で生産されたワイン」の受入期間を定めた1229年の記録が最初である。バンリュウの外で生産されたワインは都市内に受け入れないことを「長年の慣習としてきた」という表現は、バンリュウという領域への認識はおそらくもっと古くから存在したことを示している。だがここで重要なのは、ラ・ロシエルにおいては、バンリュウという語が何よりもワインやぶどう畑と結びついてまず出現したということそのものである。

ラ・ロシエルのバンリュウ形成過程について、トランシャンは、1130年代以来の新興都市⁽¹⁷⁾であるラ・ロシエルの場合、周辺はもともと人口も耕地も少ない地域であったことが大きく影響していると言う⁽¹⁸⁾。同都市周辺のオニス地方の大部分は、11世紀以前はほぼ未開墾の領域であったからこそ、ラ・ロシエル港の発展と同時にぶどう畑がきわめて急速に拡大することが可能であった。1240年代に作成された土地台帳が示すように、そこは13世紀半ばには細分化されたぶどう畑が密集する状態となっていた⁽¹⁹⁾。グラン・フィエフ・ドニスと呼ばれるこの一帯と、のちに「ラ・ロシエルのバンリュウ」として境界が定まっていく領域は大幅に重なり合っている。

13世紀オニス地方におけるワイン商業と中世都市（大宅）



【地図】 13世紀半ばのオニス・サントンジュ地方

こうしてラ・ロシエルにおいては、何よりも、都市民のぶどう畑所有が稠密であった周辺のゾーンが、都市の従属地域＝バンリユーと呼ばれるようになっていった⁽²⁰⁾のだ。

大司教座都市としてローマ期以来の伝統を持つボルドーがそうであるように、多くの中世都市では都市周辺に多くの領主権力がひしめきあっている状況であり、都市当局は従属地域を形成していくうえで、まずは司法上の権限を主張してこれらと争うことが必要であった。対して、そうした必要性が薄かったラ・ロシエルでは、バンリユーの語はまずもってワインおよびぶどう畑と結びついた概念として登場し、法的な整備に関しては、14～15世紀にかけて徐々に進められていったのである。

(2) バンリユー外産ワインに関する慣習とサントンジュ領主層

ラ・ロシエルの「バンリユー外産ワイン」の受入時期に関する慣習が、都市にとって有利であることが明白なのは、「聖アンドレの日の後、すなわち12月から翌年の収穫期にかけてはバンリユー外産ワインは市内に受け入れられない」という点においてである。近郊産ワインによる都市内消費の独占、これがラ・ロシエル都市民にとって非常に重要であったことは疑いない。

ラ・ロシエルではワインの生産と輸出だけでなく、都市内でのワイン消費もまた盛んであった。そのことは、以下のふたつの点によく表れている。

ひとつの指標は、*celier*（セラー）と呼ばれるワイン倉が都市内の至る所に分布していることである。都市内の教会施設に伝来する史料群からは、都市民が実際に所有し、取引する不動産に関する情報が得られる。そこからは、富裕な都市民はしばしば港のそばに大規模なワイン倉を所有しているが、それとはまた別に、自分自身の石造りの館に付属するワイン倉を所有していることが分かる。これらワイン倉に関する史料からは、大規模ぶどう畑を所有する都市民たちが、毎年の収穫後に、全てのワインを遠隔地に輸出することなく、かなりの量を取り分け、自家消費あるいは市内および地域での販売用として、次の収穫までワイン倉に貯蔵していたことが読み取れる⁽²¹⁾。

もうひとつは、都市内での居酒屋ないし宿屋の多さである。港町であるラ・ロシェルは、外来者もまた多く、北方からの帆船が入港する季節には、乗組員が何週間も滞在した。1000人以上の都市民の名前がリスト化された1224年の史料⁽²²⁾では、職業名を伴っている人名のうち、最も多いのが居酒屋経営であった。現代のわれわれには想像できないほどに、市内のワイン消費と売り上げの重要性は大きかったはずであり、都市民にとって、それを独占できるという特権の意義もまたきわめて大きかったことは疑いない。

それでは、都市にとっての同慣習の意義は、都市内で流通するワインの独占権がすべてだったのだろうか。「収穫から11月30日までの間はバンリュウ外で生産されたワインも受け入れる」という点はどう評価すべきか。

この点についてファヴローは、「[オニス地方に広がった]ぶどう畑のかなりの部分をラ・ロシェル都市民が所有していたので、ぶどう収穫から聖アンドレの祝日にかけての期間に都市内にワインを受け入れさせるためには大きな圧力が必要だった」と述べる⁽²³⁾。すなわち、輸出期間にバンリュウ外産ワインを受け入れるのは、都市にとっては近隣領主の圧力によりやむなく同意したものに過ぎないという考えである。

ボルドーの慣習との違いについて説明を試みているのはトランシャンである。彼によれば、高値がつく時に商品を独占的に輸出するというボルドーの慣習は、同都市の立地条件においてこそ可能であった。大西洋に注ぐジロンド河の河口奥深くに位置するという圧倒的な優位性によって、ボルドー都市民はドルドーニュ河とガロンヌ河の水流をほぼ完全に統制できた。それに対して、大西洋に直接面し、河川をもたないラ・ロシェルの場合は、ワイン輸出の独占を図ることは難しい。沿岸地域に分布する小港が各々のワインをできるだけ早く売却しようとする動きを阻止することはできないだろう、と言うのである⁽²⁴⁾。

ラ・ロシェルは常に近隣小港との競合にさらされていたため、輸出に際してボルドーのような独占権を主張することができず、都市内でのワイン消費における在産ワインの独占のみで満足するしかなかったというトランシャンの説明には、確か

13世紀オニス地方におけるワイン商業と中世都市（大宅）

に説得力がある。拙稿でもかつて紹介したように、オニス・サントンジュの領主層が自領内に新港建設を試みた事例はいくつかあり、その都度ラ・ロシエルやサン・ジャン・ダンジェリの都市民は外交手段と財力を駆使して阻止している⁽²⁵⁾。

ここで、バンリユー外産ワインの扱いに関するラ・ロシエルの慣習が成立した1229年において、都市を取り巻くポワトゥー・サントンジュ地方の政治状況と近隣領主との関係がいかなるものであったかを考察しておこう。

周知のとおり、アキテーヌ公領およびポワトゥー伯領は12世紀半ばからイングランド王権のもとにあった。ポワトゥー・サントンジュは、1204年にフランス国王フィリップ・オーギュストにいったん征服された後、わずかに数年でイングランド王ジョンによって奪回される（1206年）。1224年にフランス国王ルイ8世がポワトゥー地方を再度征服した後は、都市ラ・ロシエルはつねにフランス王権のもとに属することとなった。

この激動の権力交替の後も、オニスとサントンジュを取り巻く政治的環境は決して平穏ではなかった。ひとつには、イングランド国王は軍を率いて大陸で示威活動を行うなど、その後も再奪回の試みを続けており、決してこの地方を諦めてはいなかった。第2に、サントンジュの在地領主層の中にはイングランド側に与しようとする者も少なくなく、一体誰が両王権のいずれに「忠実」であるのか、不明確な状況がつついた。さらには1226年にルイ8世が没し、妃ブランシュ・ド・カステューユが弱冠12歳のルイ9世の摂政となったことが不安定さに拍車をかけ、国王交代を契機にサントンジュの在地領主層が互いに同盟を結んでイングランド側につくという事態にいたった。翌年1227年、摂政ブランシュはこの同盟を解体させるために必死の交渉を行わなければならなかった⁽²⁶⁾。

この時ブランシュが交渉した相手は、オニス・サントンジュ領主のうちでもっとも広大な領土を持ち、主導的地位にあったラ・マルシュ伯であった。この人物こそ、ワイン流通についてラ・ロシエル都市民と1229年に交渉を行い、聖アンドレの祝日までは同都市がバンリユー外産ワインを受け入れるという取り決めを行ったユグ10世その人である。また、ユグ10世とほぼ同時期に同都市と交渉を行い、ワイン入市に関する同様の約束を行ったアングレーム女伯イザベルは、かつてのイングランド王ジョンの妃であり、ジョン没後に大陸に戻って1220年にユグ10世と再婚していた女性であった。

都市の状況に目を転じてみよう。ワインの生産と輸出の基地として12世紀後半から富を蓄積していたラ・ロシエル、ニオール、サン・ジャン・ダンジェリの王権直属都市は、この政治的混乱によって大きな被害を被ったようだ。1206年から1224年までの間、ラ・ロシエルとニオールの市長と都市役人は、都市を襲って金品を奪い、都市民をさらって身の代金を要求し、ワインなどの商品を積んだ船を止めさせ、また麦やぶどうを根こそぎにするといった在地領主たちの行動を訴える書状をイング

ランド王権に向けて送るとともに、秩序を回復してくれる精力的な国王行政官を派遣してくれるよう要請を行っている⁽²⁷⁾。だが、度重なる彼らの訴えはほとんど効果がなかったようだ。

1224年6月、ルイ8世がポワトゥーの奪回をめざしてラ・ロシェルに向かって攻撃を開始した時、上記3都市はいち早くフランス王権への忠誠を宣言した。ラ・ロシェルに籠城したイングランド軍は19日という短期間で降伏したが、この迅速な攻略の裏にはラ・ロシェル都市民の協力があったと言われている⁽²⁸⁾。後述するように、12世紀後半以来イングランドはポワトゥー・ワインの最大の買い手であり、ラ・ロシェルにとって最も重要な市場であった。両王権が対決する局面で都市民がとったこの行動は、彼らがイングランド王権との関係維持よりも秩序と平和の回復を迷いなく優先するほどに、当時のオニス・サントンジユ地方の政治的混迷が大きかったこと、ぶどう栽培と商業への影響がいかに甚大だったかを示していると言えるだろう。

「バンリュウ外産ワイン」に関する討議と取り決めが行われた1229年は、ユーグ10世およびイザベルにとって、彼らがオニス・サントンジユ奪回を狙うイングランド王権とフランス王権の狭間で巧妙に立ち回っていた時期に当たる。1226年には、ユーグ10世は「イングランド王がポワトゥー及びサントンジユの奪回に成功した時には一定の領土を受け取る」旨の約束と引き替えに、イングランド国王ヘンリ3世に対して忠誠を誓っていた。しかし翌年には、先述のようにイングランドと在地領主の同盟関係の解体を目指すブランシュ妃と交渉を行い、1230年にはルイ9世に忠誠を誓う代償としてサン・ジャン・ダンジェリの城とモントルイユ・アン・ガティネとランジェを受け取っているのだ⁽²⁹⁾。その上、それによって彼が最終的にフランス王権側についたわけでは決していない証拠に、十数年後の1242年には、ユーグ10世は再びイングランド側と手を組んでフランス王権に公然と反旗を翻すこととなる。

それでは、一筋縄ではいかないこの人物との1229年の会談に臨んだラ・ロシエルの市長と都市役人たちは、バンリュウ外産ワインの扱いについてどのような意図をもっていたのだろうか。ファヴローが言うように、本来はいかなる時期にもバンリュウ外産ワインを都市内に入れなくなかったにも関わらず、ユーグ10世の圧力に屈したために、期間を限って受け入れることにやむなく同意した、と解するべきなのだろうか。史料があまりに少ない現状で答えを出すことは非常に難しいが、政治的状況から考えれば、蓋然性は確かにある。

その上、ラ・ロシェルとユーグ10世およびアングレーム女伯間で交わされた同意について、フランス国王ルイ9世が翌年1230年にすかさず確認状を発していること⁽³⁰⁾も注目される。同じ年にブランシュ妃がユーグ10世と手を結ぶことに成功していることを考えるならば、フランス王権がユーグ10世の希望を容れ、協調してラ・ロシエルの抵抗を抑えたか、ないしは説得した可能性さえあるだろう。

13世紀オニス地方におけるワイン商業と中世都市（大宅）

しかしながら、ユージュ10世らの政治的な圧力に都市側が屈し、意に反してパンリユー外産ワインの受入れに同意したと仮定するとしても、ひとつの疑問が残る。先に触れたように、1242年には王弟アルフォンスのポワトゥー伯領受封を契機としたサントージュ領主層の大反乱が勃発する。ルイ9世によって反乱はただちに鎮圧され、首謀者ユージュ10世をはじめとする領主層は所領の大部分を没収されて急激に弱体化した⁽³¹⁾。その後になっても、ラ・ロシェル都市民がパンリユー外産ワイン受け入れに関する慣習に変更を加えようとした形跡が見られないのはなぜか。同慣習は、歴代のフランス王権によって都市の「特権」として確認され続ける。しかも、バルボーの内容摘記による限りではあるが、1271年のフィリップ3世の確認状を最後に「かつてラ・マルシュ伯とアングレーム女伯との間で交わされた1229年の同意にもとづき」という文言、すなわち輸出の期間に受け入れる「パンリユー外産」ワインに地理的限定があることをうかがわせていた言葉も消える⁽³²⁾。このことは、在地有力領主の圧力が消え去った後も、都市は「パンリユー外産ワイン」の受入れを拒んだり縮小させようとはせず、逆により広い地域からワインを受け入れようとしているようにさえ見える。

したがって、もしもラ・ロシエルの都市民が、1229年時点ではボルドー同様に「パンリユーのワイン」の独占的な輸出を本心では希求していたとしても、少なくともその方針は間もなく転換され、輸出期間のパンリユー外産ワイン受け入れは都市民自身の意向に沿ったものとなっていったと見るべきであるように思う。その転換の時期は遅くとも13世紀末以前、おそらくは、1242年のラ・マルシュ伯の没落までには起きていた可能性が高いのではないだろうか。

3 13世紀北部ヨーロッパ市場におけるポワトゥー・ワインの位置づけをめぐって

(1) イングランド市場の喪失

「パンリユー外産ワイン」に関するラ・ロシエルの特権の本質を分析するには、在地領主との関係だけではなく、市場での競合関係、すなわち、ワイン輸入地域である北部ヨーロッパ市場におけるポワトゥー・ワインの位置づけも視野に入れなければならない。大西洋を舞台とするワイン国際商業が始まったのは12世紀、特にその後半である。以降、13世紀初頭にかけてワイン輸出基地ラ・ロシエルは年代記作家を驚かせるほどの急激な発展を遂げたが、その主要な市場となったのはイングランドであった。

イングランド市場におけるポワトゥー・ワインの成功については、主に2つの要因を挙げることができる。第一に、ロワール地方の製塩業を通して、ポワトゥーと北方との間に古来から一定の交易関係が結ばれており、その販路を利用し得たこと

である⁽³³⁾。これは、特にボルドーを中心とするアキテーヌ地方のワインと比べて有利な点であった。当時ボルドーはイングランド王権支配下にある大西洋岸のワイン生産地という点では同じ条件下にあったが、ラ・ロシェルよりも大西洋ワイン商業への参入が大きく遅れることとなる。

第二に、フランス国王フィリップ・オーギュストによる1204年の大陸所領奪回により、ノルマンディー公領がフランス領となったことも、ポワトゥー・ワインのイングランド市場進出に有利に働いた。それまで、「フランス・ワイン」、すなわちパリ盆地およびその北方を中心とする一帯で生産されたワインがセヌ河の水流を用いてイングランドにもたらされていたが、1204年に輸出拠点となる都市ルーアンがフランス領になったために、フランス・ワインのイングランド方面への輸出は大きく減ることとなった。ポワトゥー・ワインは、それに代わってイングランド市場での重要性をさらに増したのだ⁽³⁴⁾。

1224年にオニス・サントンジユ地方がフランス王権に奪回されたことは、当然ながらイングランド市場におけるポワトゥー・ワインの位置づけを大きく変えることとなった。確かに、フランドル商人が果たした仲介的役割に加え、イングランド国王自身が数々の特例を認めた結果、ポワトゥー商人とイングランドの直接取引は続いているとして、イングランドとの商業関係の断絶はなかったと強調するドサーの意見もある⁽³⁵⁾。しかしなら、イングランド市場におけるポワトゥー・ワインの位置づけは非常に不安定なものになったことは間違いない。イングランドに伝来する史料には、1224年以降、ラ・ロシェルやオニスのワインが差し押さえられたり没収されたりしている事例が多くみられる⁽³⁶⁾。イングランド王ヘンリー3世は、状況に応じてラ・ロシェル都市民に安全護送などの有利な約束を行ったかと思えば、一転してサントンジユの領主層と手を結んで彼らに「我々の敵であるラ・ロシエルの者を特に打ちのめせ」と命じる（1230年）など、ラ・ロシエルの商業は政治に翻弄され続けた⁽³⁷⁾。

こうした中でイングランド市場に一気に進出したのが、ボルドーから輸出されるアキテーヌのワインであった。折しもボルドーをはじめとするアキテーヌの商人たちは、13世紀初頭からワイン輸出に参入し、イングランド市場の開拓を始めたばかりであった。最大のライバルだったポワトゥー・ワインの産地がフランス領となり、アキテーヌ公領が1224年以降もイングランド王権の手に残されたことは、ボルドーにとって、イングランド市場へのワイン輸出基地としてラ・ロシェルにとって代わる契機となったのである⁽³⁸⁾。

(2) 低地地方市場への参入

このような大きな混乱を経験したにもかかわらず、1240年代の史料は、オニス地方で新たな開墾が進み、ぶどう畑が拡大し続けていることを示している⁽³⁹⁾。また、

13世紀オニス地方におけるワイン商業と中世都市（大宅）

同じ時期に起草されたオニスの土地台帳にも、新しくぶどうが植えられた土地を示す《noveles》《noeles》という語が数多く現れている⁽⁴⁰⁾。さらに、近隣諸都市の中でもラ・ロシエルが群を抜いた繁栄を続けたことは、ポワトゥー伯アルフォンスの十字軍出征に際して1267年に抛出された巨額の援助金にも表れている⁽⁴¹⁾。イングランド市場を喪失してなお、13世紀のラ・ロシエルのワイン商業は決して衰退してはいないのだ。

新たにポワトゥー・ワインの主要な市場となったのは、フランドルをはじめとする低地地方であった⁽⁴²⁾。ラ・ロシエルと低地地方商人の直接取引を示す最初の史料とされるのは、ベルグとサン・トメールの商人によって帆船に積み込まれたラ・ロシエルのワインに言及した1226年のものである⁽⁴³⁾。同じく1226年に、ラ・ロシエルのワインとサン・ジャンのワインを積んだ船団がイングランドによって拿捕されたが、船のチャーター主は、グラヴリヌヌ、ダンム、イーブル、ガン、ブリュージュ等々の低地地方の商人たちであった⁽⁴⁴⁾。

ポワトゥー・ワインの低地地方市場への進出を語る際に、ラ・ロシエル史研究において必ず言及されるのは、フランドル女伯マルグリットが賦与した1262年の特権⁽⁴⁵⁾である。それは、グラヴリヌヌ港を経てフランドル伯領にワインをもたらすラ・ロシエルなどの大西洋沿岸からの商人に対し、従来の常識では考えられないような破格の条件で活動できると保証するものであった。

従来の研究では、中世における供給者側の立場の強さや、ポワトゥー・ワインの重要性を示す事例として解釈されてきたマルグリットの特権を、グラヴリヌヌから約20キロの距離にある都市サン・トメールが行使していたワイン・ステーブル機能に対するフランドル伯の対抗措置として新たに解釈しなおしたのは、山田氏の研究である⁽⁴⁶⁾。13世紀までに都市サン・トメールは、北フランス、ブルゴーニュ、ライン川流域など各方面から持ち込まれたワインの周辺部への広域的な再分配機能をもった有名なステーブル市場となっていた。山田氏によれば、フランドル女伯は、当時フランドルとアルトワの市場に新規参入してきていたラ・ロシエルをはじめとする南西フランス産ワインの商人を優遇することで、ワイン流通の方向をフランドル伯領向きに変えようとした。隣接するアルトワ伯領に属するサン・トメールの集散機能を奪おうとしたのである。それに対して、サン・トメール都市当局は、ステーブル機能の更なる強化をもって対抗したという。

この新しい知見をもってすれば、これまでラ・ロシエルの地域史家の間で謎のまま残されてきたサン・トメールへのワイン輸出停止事件（1262～1268）の理由もまた明らかとなるように思われる。

この事件を伝えているのは、ラ・ロシエルに伝来していた1262年の史料のバルボーによる内容摘記、および当時親王としてポワトゥー伯領を統治していた王弟アルフォンスによる5通の書状である⁽⁴⁷⁾。そこから読み取れる事件の概略は以下のよ

うである。

1262年、ラ・ロシエルとサン・ジャン・ダンジェリの2都市の市長と都市役人たちは、「サン・トメールで彼らに与えられた過ちと苦痛のゆえに」、そこにワインを運んで行かないことを誓い合う契約を結んだ。1264年に伯アルフォンスは、都市ラ・ロシエルにおいて、サン・トメールへ「ワインやその他の食糧・商品を持って行ったり持って行かせること」が禁じられており、甥であるアルトワ伯ロベールが損害を被っている、と聞き及んだ。そのため彼はラ・ロシエルの市長ら都市当局の者たちへ宛てて、輸出停止措置を撤回するように命令を出したが、都市民たちはそれに返事を寄こすことすらしなかった。よってアルフォンスは、彼らに再度同じことを命じると同時に、「もしもサン・トメールの住民が、ラ・ロシエルの者に損害を与えたり不当なことをしたのならば、アルトワ伯のバイイの命令によってそれは償われる」というアルトワ伯ロベールの約束を伝えている。

さらに1268年5月、アルフォンスはまたもラ・ロシエルに宛てて、アルトワ伯ロベールが「ラ・ロシエルのブルジョワが保持すべきすべてのよき慣習を、サン・トメールの都市の権利と、伯が（同都市に）与えた文書を留保したうえで、そなたたちに持たせると余に書き送ってきた」と述べ、サン・トメールとの取引再開を再度命じている。

なおもラ・ロシエル都市当局に従う気配がないため、伯は最終的に騎士のひとりを通介に立て、両都市民をパリで話し合わせるよう命じた。その会談の顛末を伝える史料はないが、しばらく後にサン・トメールからの商品がラ・ロシエルに届いていることから、おそらく禁輸は解除されたものと推測される。

この事件については、これまでのラ・ロシエル史において、都市領主に対するワイン商人の立場の強さを示す一般的な事例として言及されてきたものの、そもそもの輸出停止の理由については明確にされていない⁽⁴⁸⁾。確かに、都市領主であるアルフォンスの命令に対して、返事もよこさず無視するというラ・ロシエル都市民の態度は非常に強いものがある。しかしながら、この時期サン・トメールで起こっていた状況を踏まえれば、それを傍若無人な強さとしてだけ解釈することはできない。

山田氏は、ラ・ロシエルからのワイン輸出停止事件に直接言及してはいないが、その事件の存在を踏まえたうえで、サン・トメール当局のこの時期の対応を以下のように説明している。新興であるポワトゥー商人を優遇してフランドルに引き寄せようとするフランドル伯は、それまでのサン・トメールのステープルを通る正規ルートではなく、いわば違法な闇取引までも彼らに特権として認めた。これに対してサン・トメール都市当局は、あえて旧来のステープル制度を維持し、また強化する策に出たというのである。とすれば、フランドル女伯が認めたきわめて自由なやり方で取引を行おうとしたラ・ロシエルやサン・ジャン・ダンジェリの商人が、サン・トメール都市当局の取り締まりを受けたことが、すなわち「サン・トメールで与え

13世紀オニス地方におけるワイン商業と中世都市（大宅）

られた過ちと苦痛」と彼らが呼ぶものであり、ワイン輸出停止の動機となった可能性が高い。

ここでさらに重要なのは、ラ・ロシェルからのワイン輸出停止を受けた前後で、サン・トメール都市当局がポワトゥー商人たちに対する対応を変えたように見えないことである。アルトワ伯は紛争解決を約束しているものの、紛争当事者である「サン・トメールの者たち」は、ステープルに関する規定を緩和するなどの便宜をラ・ロシェル商人に対して図った形跡はない。また山田氏は、サン・トメール都市当局がとったもう一つの対応として、パリ盆地で生産されるワインの陸路輸入ルートを確保すべく努力を始め、1270年代には一定の成功を収めた、と指摘する。つまりはサン・トメールが、この時期ポワトゥー・ワインに頼らない方向でワインを確保する方法を模索し始めており、実際に一部で流通のシフトが始まっていたことを示している⁽⁴⁹⁾。

こうした指摘は、中世都市と中世商業の柔軟さ、能力、商業ルートの多様性を示してくれるとともに、フランドルやアルトワなど北方の市場でポワトゥー・ワインがおかれていた、強さと弱さを併せ持った微妙とも言える立場を浮き彫りにしていると言えよう。

北部ヨーロッパのワイン消費地では、中世初期から「フランス」ワイン、あるいはライン川流域産ワインを輸入してきた。中世盛期にはすでにワイン流通網が出来上がっていたのであり、13世紀のポワトゥー・ワインは、そこに新たに参入しようとしていたのだ。

ポワトゥー・ワインの流入によって、13世紀フランドルやアルトワのワイン市場が少なからず影響を受けていたことは間違いない。フランドル伯とアルトワ伯の対抗関係は、新たに現れたこの物資をいちやく確保しようとして表面化したものでもある。しかしながら、実際にワインを購入し、流通させているサン・トメール都市民の対応を見てみると、ラ・ロシェルやサン・ジャン・ダンジェリの商人の立場は、圧倒的に強いものだったとは決して言えない。輸出停止という実力行使に踏み切り、都市領主の命令にもかかわらず6年間もそれを続けた彼らもまた、新たに開拓して勝ち得たばかりの市場と特権を維持するため、必死の対応を行っていたのだと思われる。

こうした点から、「収穫後の一定期間の間に限り、バンリュウ外のワインを市内に受け入れる」というラ・ロシェルの慣習に再び立ち戻って考えてみたい。最も有利な条件で輸出できる時期に、バンリュウのワインに限らずできるだけ大量のワインを集めて「ポワトゥー・ワイン」として一気に輸出するというラ・ロシェル港の慣習は、近隣の小規模港との競合という消極的な意味あいでの説明だけではなく、もっと積極的な評価も可能であるように思われる。

北方からの買い手を逃がさないためには、何よりも、毎年欠かさず十分な量のワ

インを提供できることが必要である⁽⁵⁰⁾。『フォヴェル物語』（14世紀前半）の結婚祝宴をうたった詩は、様々な地域のワインを讃えるのに「貴重で美味、かつ大量に手に入れることができる」と表現している⁽⁵¹⁾。また、北方の市場でポワトゥー・ワインはフランス・ワインよりも低価格であったとされる⁽⁵²⁾が、それは海路という低コストの輸送手段だけでなく、豊富な量にも支えられていたはずだ。

市場の確保という点についてボルドーはどうかと言えば、状況は異なる。先述のとおり、ボルドーのワイン国際市場への参入はポワトゥー・ワインよりも遅く、13世紀に入ってからである。ほどなくして、イングランド市場での最大のライバル港ラ・ロシェルはフランス領となることによって競争から脱落した。その結果ボルドーは、イングランドという、独占的とは言えないまでも確実に大半のシェアを握ることができる市場を確保できた。上流域のワインを締め出して自らのワインを独占的に高値で売りさばくという手法は、この時期に成立してきたものである。同時期に低地地方市場に新規参入せねばならなくなったラ・ロシェルとは、対照的な状況にあったと言うことができよう。

おわりに

「聖アンドレの日（11月30日）まではアングーモワやサントンジュに至る広い地域からワインを同都市内に受け入れるが、それ以降は同都市郊外地（バンリュー）のぶどう畑で生産されたワイン以外は誰も都市内に持ち込んではならない」ことが1229年に取り決められた際、そこに含まれる都市内ワイン流通独占権がラ・ロシェルの都市民にとって非常に重要であったことは疑いない。しかしながら、この慣習の本質はそれだけにとどまらないと思われる。この慣習が成立した時期、ラ・ロシェルのワイン商業は、失われたイングランド市場の代わりに低地地方市場の獲得に乗り出していた。ラ・ロシェルで「バンリューのワイン」と呼ばれたものの大部分は、都市の背後に広がるグラン・フィエフ・ドニスと呼ばれるぶどう畑が集積された地域で生産されたものである。小教区にして25を数える領域ではあるが、「ポワトゥー・ワイン」を生産していたのは、セーヴル河とシャラント河にはさまれ、奥はアングレーム伯領まで広がった広大な一帯であったことを考えれば、それはごく一部にすぎない。もし収穫後の最も有利に取引ができる期間に売ることができる商品が「バンリューのワイン」に限られるとするならば、北の新しい市場からの買い手を積極的に呼び込もうとしている場合には、足枷となったのではないだろうか。このような意味で、ラ・ロシェルの慣習は、彼らの商業戦略にも合致していたのではないと思われる。

輸出に有利な時期に、自ら所有するぶどう畑が広がる範囲からだけでなく、できるだけ広い地域からワインを集めようとする都市ラ・ロシェルの慣習は、さらに

13世紀オニス地方におけるワイン商業と中世都市（大宅）

別の観点から読み解く必要がある。すなわち、できるだけ多くのワイン生産者と買い手＝外国商人との間を仲介することによってラ・ロシュエルの商人が得たであろう多様な利益や、港とその周辺の施設の利用料収入の重要性である。この点に関する13世紀の史料があまりに乏しいこともあり、この問題を本稿で扱うことはできなかった。中世後期に明らかとなるオニス地方の農村年市とワイン商業との関連を含め、別稿を期すこととしたい。

註

- (1) Dion, R., *Histoire de la vigne et du vin en France des origines au XIXe siècle*, Paris 1959, p.336-64 ; Pirenne, H., Un grand commerce d'exportation au Moyen Age. Les vins de France, dans *Annales d'histoire économique et sociale*, t.V, 1930, p.225-243.
- (2) 一般にポワトゥーの語は現在のヴィエンヌ県、ドゥー・セーヴル県、ヴァンデ県一帯を指すが、中世盛期においては、ロワイヤンからシャテルローにいたる広範囲に対して用いられた。したがって当時の史料では、オニス地方（ラ・ロシュエルの周辺、現在のシャラント・マリチーム県北西部）とサントンジユ地方（オニスを除くシャラント・マリチーム県一帯）の北部をも含む一帯のワインも「ポワトゥー・ワイン」と呼ばれることが多い。
- (3) Barbot, A., *Histoire de la Rochelle*, éd. Aussy, D., dans *Archives historiques de la Saintonge et de l'Aunis*, t.14, 1886, p.1-316.
- (4) Lavaud, S., *Bordeaux et le vin au Moyen Âge. Essor d'une civilisation*, Bordeaux, 2003, p.168-174.
- (5) ボルドー第三大学の「ぶどう畑とワイン研究センター（CERVIN）」は、世界のワイン文明とぶどう栽培技術の時間的・空間的な研究を目標に掲げ、国際的・学際的な活動を展開している。特に、中世アキテーヌ地方のぶどう栽培とワインに関する同大学のラヴォーらを中心としたグループの研究成果はめざましい。それらのうち、ここでは紙幅の都合上本稿で利用したもののみ掲げる。Lavaud, S., D'un vignoble populaire à un vignoble de notables : les transformations du vignoble suburbain de Bordeaux du XVe au XVIIIe siècle », dans *Annales du Midi*, 107-210, 1995, p. 195-217; Id., L'emprise foncière de Bordeaux sur sa campagne : l'exemple des bourdieux (XIVe-XVIe siècles), dans *Annales du Midi*, 112-231, 2000, p. 315-329; Id., *Bordeaux et le vin au Moyen Âge. Essor d'une civilisation*, Bordeaux, 2003; Id., Vignobles et vins d'Aquitaine au Moyen Âge. Territoires du vin, no.6 Varia sur les territoires du vin [en ligne], 26 février 2013; Arnaud, L., Le vignoble rabastinois dans la seconde moitié du XIVe siècle : la résistance d'un vignoble d'exportation du haut pays bordelais, dans *Annales du Midi*, 112-231, 2000, p. 299-314; Cruzier-Roland, N., Des villes fluviales du Bordelais aux XIIIe

- XVe siècles, dans M.-F.Alamichel (dir.), *Les villes au Moyen Âge en Europe occidentale*, Laboratoire LISAA [en ligne], 2018, p.75-99; Boutouille, F., La vigne et le négoce du vin en Bordelais et Bazadais (fin XIe-début XIIIe siècle), dans *Annales du Midi*, 112-231, 2000, p. 275-298.
- (6) 註 1 に挙げた研究の他、Dion,R., Les origines de la Rochelle et l'essor du commerce atlantique aux XIIe et XIIIe siècles, dans *Noroi*, 1956. pp. 35-50 ; Renouard, Y., Le grand commerce du vin au Moyen Age, dans *Revue historique de Bordeaux et du département de la Gironde*, t.1, 1952, p.5-18. ; Trabut-Cussac, J.-P., Les coutumes ou droits de douane perçus à Bordeaux sur les vins et les marchandises par l'administration anglaise de 1252 à 1307, dans *Annales du Midi*, 1950, p.135-50; Favreau, R., Les débuts de la ville de la Rochelle, dans *C.C.M.*, t.30, 1987, p.3-32; Favreau,R., La Rochelle, port français sur l'Atlantique au XIIIe siècle, dans *L'Europe et l'océan au Moyen Age (Société des historiens médiévistes de l'enseignement supérieur)*, Nantes 1988, p.49-76.
- (7) Tranchant, M., *Le commerce maritime de La Rochelle à la fin du Moyen Age*, Rennes 2003; Id., La constitution de la banlieue rochelaise à la fin du Moyen Age. Formes d'emprise urbaine sur un espace rural, dans *Histoire urbaine*, no.8, 2003, p.23-40.
- (8) Petrowiste,J., *A la foire d'empoigne : foires et marchés en Aunis et Saintonge au moyen âge*, Toulouse 2004.
- (9) Barbot,A., Histoire de la Rochelle, éd. Aussy,D., dans *Archives historiques de la Saintonge et de l'Aunis*, t.14, 1886, p.1-316.
- (10) Ibid.,p.12.
- (11) Duffs Hardy,Th.(éd.), *Rotuli litterarum clausurarum in turri Londinensi asservati*, 1, London 1833; Shirley, W.-W. (éd.), *Royal and other historical letters illustrative of the reign of Henry III*, 2 vols., London 1862-1866; Teulet,A. et al., (éd.), *Layettes du Trésor des chartes*, 5 vols., Paris 1863-1909; Briquet,A., Enquêtes faites en Aunis par ordre d'Alphonse vers 1260, dans *A.H.P.*, t. 7, 1878,p.148-189 ; La Du,M.-S., *Chartes et documents poitevins du XIIIe siècle en langue vulgaire*, 2 vols.(*A.H.P.*, t.57 et 58) ; Molinier,A., *Correspondance administrative d'Alfonse de Poitiers*, 2 vols., Paris 1894.
- (12) Barbot,op.cit.,p.80-82.
- (13) Lavaud, Vignobles et vins d'Aquitaine au Moyen Âge, p.25-27.
- (14) Renouard, Le grand commerce du vin, p.9 et 13.
- (15) Crouzier-Roland, op.cit., p.75-99; Lavaud, Vignobles et vins d'Aquitaine, p.29.
- (16) Bochaca,M., *La banlieue de Bordeaux. Formation d'une juridiction municipale suburbaine (vers 1250 -vers 1550)*, Paris et Montréal 1997.
- (17) 10世紀には製塩人と漁民の居住地《Rochella》として言及されていた一集落は、ポワトゥー伯ギヨームの特権賦与（1130～32年）を機に急成長を遂げ、12世紀には海

13世紀オニス地方におけるワイン商業と中世都市（大宅）

港ラ・ロシエルとして名声を得るようになった。L.Redet (éd.), *Cartulaire de l'abbaye de Saint-Cyprien de Poitiers*, Poitiers 1874, p.316; Dion, *Les origines de La Rochelle*, p.36.

- (18) Tranchant, *La constitution de la banlieue rochelais*, p.40.
- (19) Bardonnnet,A. (éd.), *Le terrier du grand fief d'Aunis*, texte français de 1246, dans *M.S.A.O.*, 1re s., t. 38, 1874, p.55-296.
- (20) Tranchant, *La constitution de la banlieue rochelais*, p.24.
- (21) La Du, op.cit.,t.1, p.325, 331, 369 ; t.2, p.112, 224, 309.
- (22) Bardonnnet,A. (éd.), *Le serment de fidélité des habitants de la Rochelle en 1224*, dans *Archives historiques du Poitou*, t.20, 1889, p.233-61.
- (23) Favreau, R., *Le grand port français sur l'Atlantique*, dans *Histoire de la Rochelle*, dir. par M.Delafosse, 1985 Toulouse, p.31.
- (24) Tranchant, *Le commerce maritime*, p.114-19.
- (25) 拙稿「中世盛期における大西洋ワイン商業の展開と西フランス都市」『史学研究』220、1998年、1-19頁。
- (26) Favreau, *La Rochelle, port français*, p.50-52; Luc, J.-N. (dir.), *La Charente-Maritime. L'Aunis et la Saintonge des origines à nos jours*, Saint-Jean-d'Angély 1981, p.141.
- (27) Bardonnnet,A., *Niort et la Rochelle de 1220 à 1224. Notes et documents*, Niort 1875.
- (28) ラ・ロシエルが明け渡されると同時に、都市民はルイ8世への忠誠を誓うと共に、誓約者である都市内の全ての家長の名簿を添付しているが、こうした名簿が伝来することはきわめて珍しい。Bardonnnet, *Le serment de fidélité*, p.233-240.
- (29) *La Charente-Maritime. L'Aunis et la Saintonge des origines à nos jours* (dir. J.-N. Luc), Saint-Jean-d'Angély 1981, p.141.
- (30) Barbot,op.cit., p.81-82.
- (31) B.Ledain, *Histoire d'Alphonse, frère de Saint-Louis et du comté de Poitou sous son administration (1241-1271)*, Poitiers 1869, p.26.
- (32) Barbot, op.cit.,p.82,99,112,134.
- (33) Dion, *Histoire de la vigne et du vin*, p.359-60; Favreau, R., *Le commerce du sel en Poitou à la fin du Moyen Age*, dans *Bulletin philol. et hist.*, 1966, pp.185-223.
- (34) Favreau, *Les débuts de la ville de la Rochelle*, p.26.
- (35) Dossat, Y., *Un projet de création de port au confluent de la Charente et de la Boutonne à l'époque d'Alfonse de Poitiers*, dans *Bulletin philologique et historique (jusqu'à 1610) du Comité du travaux historiques et scientifiques*, 1966, pp.95-114.
- (36) *Rotuli litterarum clausarum*,p.86b ; Favreau, *Les débuts de la ville de la Rochelle*,p.56.
- (37) Favreau, *Les débuts de la ville de la Rochelle*, p.57.
- (38) Renouard, *Le grand commerce du vin*, p.8-9.
- (39) Fournier, P.-F. et Guébin, P., *Enquêtes administratives d'Alfonse de Poitiers*, Paris 1959,

- p.2-3.
- (40) Bardonnnet, Le terrier du grand fief d'Aunis.
 - (41) Boutaric,E., *Saint Louis et Alfonso de Poitiers*, Paris 1870, p.285-88.
 - (42) Tranchant, *Le commerce maritime*, p.323-325.
 - (43) Hansisches Urkundenbuch, ed.K.Hohlbaum, Halle, t.1, 1876, p.62, no.198.
 - (44) Ibid., p.63, no.201; Rotuli litterarum clausurarum, t.2, p.112.
 - (45) Gouget,A., *Mémoires pour servir à l'histoire de Niort, I. Le commerce XIIIe- XVIIIe siècle*, Niort 1863, Pièces justificatives I.
 - (46) 山田雅彦「中世中期サン・トメールの市場をめぐる自由と統制—13世紀ワイン・ステープル市場再論」『史窓』2008年、33-58頁。
 - (47) Barbot, op.cit., p.93-94; Molinier, op.cit., t.1, Paris 1894, no.654, 693, 700, 713 ; t.2, Paris 1900, no.2111.
 - (48) Tranchant, *Le commerce maritime*, p.310-311 ; Musset,G., Les Flandres et les communes de l'Ouest de la France. Accords et conflits, dans *Recueil de la Commission des arts et monuments historiques de la Charente-Inférieure*, t.12, 1893-1894, p.7-11 ; Dossat, Un projet de création de port, p.102.
 - (49) 山田、前掲論文、42-43頁。
 - (50) 1325年に、冷害による不作のため、都市及び地域の消費用のワインが不足した。都市当局は、パンリュウ外で産するワインは聖アンドレの日以降は市内に持ち込めないとする特権をその年に限り返上し、サントンジユ、アングーモワ、ギエンヌその他の地方のワインの市内での荷下ろしを認めることとしている。Barbot,op.cit., p.133-134.
 - (51) Rose,S., *The wine trade in Medieval Europe (1000-1500)*, London/New York, 2011, p.127.
 - (52) Favreau, *Les débuts de la ville de la Rochelle*, p.26.

(九州産業大学経済学部)